

松本市告示第311号

松本市施設園芸省エネルギー化支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年6月7日

松本市長 臥雲 義尚

## 松本市施設園芸省エネルギー化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業分野のゼロカーボンを推進するため、栽培作物の加温に多くの化石燃料を消費する施設園芸の省エネルギー化を図る機器及び資材の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、施設園芸（果樹・野菜・花き等を栽培するものをいう。）を営んでいる者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 燃油使用暖房機を使用している者又は使用を見込む者であること。
- (2) 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市内に主たる事務所若しくは本店を置く団体若しくは法人であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 補助金の交付申請をした年度内に機器又は資材の設置工事を完了することができる者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 農業者

イ 農業者の組織する団体・法人

ウ 農業従事者（年間150日以上常時従事者）を2人以上雇用している法人

エ 農業協同組合

オ 農業協同組合出資法人

2 前項第5号イに規定する農業者の組織する団体・法人は、次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 農業者で構成されていること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 組織及び運営に関する規約が設けられていること。

(補助対象経費)

第3条 補助事業の種類、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）等は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、300万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 国又は他の地方公共団体等の他の制度により補助金(以下「他の補助金」という。)を受ける場合は、前項の補助対象経費から他の補助金の額を控除するものとする。

(交付申請)

第5条 規則第3条に規定する申請書は、松本市施設園芸省エネルギー化支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、松本市施設園芸省エネルギー化支援事業実施計画書(様式第2号)を添えて、市長に提出するものとする。

2 補助金の交付申請は、同一年度内に1事業者1回限りとする。

(変更等の承認申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定の通知を受けた後、前条の規定による申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、松本市施設園芸省エネルギー化支援事業変更・中止承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更後の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により変更又は中止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市施設園芸省エネルギー化支援事業変更・中止承認決定通知書(様式第4号)により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市施設園芸省エネルギー化支援事業実績報告書(様式第5号)によるものとする。

(利用状況報告)

第9条 市長は、交付決定者に対し、機器及び資材の利用状況について報告を求めることができる。

(財産処分の制限等)

第10条 規則第19条第1項に規定する承認申請書は、松本市施設園芸省エネルギー化支援事業財産処分承認申請書(様式第6号)によるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

補助事業の種類	補助対象経費	備考
1 ヒートポンプ導入事業	新たなヒートポンプの購入費	(1) 事業の実施対象となる施設の面積が合計2アール以上のものに限る。
2 カーテン等保温設備整備事業	(1) 施設の保温性、採光性、気密性等の向上を図る資材（被覆資材、保温（内張り、外張り）カーテン等をいう。）の購入費 (2) 施設内の温度を均一化する機器（循環扇、送風ダクト、変温管理装置等をいう。）の購入費	(2) 消費税等相当額は補助対象経費から除く。

様式第1号（第5条関係）

年度 松本市施設園芸省エネルギー化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

〒

申請者【住所】

【電話番号/FAX 番号】

【E-mail】

【団体名（※）】

【氏名（代表者名）】

※法人・団体等で申請する場合に記入

年度において、下記のとおり松本市施設園芸省エネルギー化支援事業を実施したいため、補助金 円を交付してください。

記

1 事業内容

別紙 実施計画書のとおり

2 添付資料

- (1) 実施計画書（様式第2号）
- (2) 導入機器又は資材の見積書の写し（単価・数量等の明細等が分かるもの）
- (3) 導入機器又は資材の仕様に係る資料（販促チラシ、カタログ等）
- (4) 事業規模が分かる資料（設計書、図面等）
- (5) 事業実施予定地の位置図
- (6) 資材導入前の圃場の写真（燃油使用暖房機等の加温設備を既に使用している者は、その写真も添付すること。）
- (7) 規約又は定款（農業者の組織する団体・法人の場合）
- (8) 市税の滞納がない証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

年度 松本市施設園芸省エネルギー化支援事業実施計画書

申請者【団体名（※）】

【氏名（代表者名）】

※法人・団体等で申請する場合に記入

1 事業の目的

--

2 事業計画

(1) 事業実施予定施設

所在地		面積（a）	
-----	--	-------	--

(2) 施設園芸 実施計画

区分	事業実施予定施設における栽培品目	出荷量 （t、千本等 ／年度）	事業実施予定施設 の年間燃油使用量 （L/年度）	備考
現状		※1	※2	
次年度 見込み			※3	

※1 当該事業実施予定施設で栽培している作物の出荷量（t、千本等／年度）を記載し、品目が複数ある場合には内訳を記載すること。

※2 過去3年間の最大使用量（L/年度）を記載すること。

※3 当該事業での資材・機器導入効果を加味した燃油使用量の見込みを記載すること。

3 機器又は資材の導入計画

(1) 工期

着工予定年月日： 年 月 日

竣工予定年月日： 年 月 日

(2) 機器・資材等導入計画

導入機器・資材等名	品名・型式・規格・構造等	数量 (個数等の事業量)	事業費 (円) ※2	市補助金額 (円) ※3	備考 (消費税等相当額を記載) ※4

※1 消費税等相当額、送料及び設置費は、補助対象としない。

※2 事業費は税込価格の合計額を記入すること。

※3 市補助金額は、事業費から消費税等相当額を控除した額に3分の2を乗じて算出し、1,000円未満の端数が生じた場合はそれを切り捨てること。

※4 備考欄に事業費の消費税等相当額を記載すること。

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 収支予算書

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増減		備 考
			増 (円)	減 (円)	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増減		備 考
			増 (円)	減 (円)	
計					

※ 国又は他の地方公共団体等の他の制度により補助金を受ける場合は、その補助金額を収入の部に記載すること。

様式第3号（第6条関係）

年度 松本市施設園芸省エネルギー化支援事業変更・中止承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者【団体名（※）】

【氏名（代表者名）】

※法人・団体等で申請する場合に記入

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあった  
松本市施設園芸省エネルギー化支援事業について、下記のとおり変更・中止したい  
ので承認してください。

記

1 変更・中止の内容

2 変更・中止の理由

3 交付を受けようとする補助金の額

変更前 円

変更後 円

※ 変更の具体的内容が分かる書類を添付すること。

様式第4号（第7条関係）

年度 松本市施設園芸省エネルギー化支援事業変更・中止承認決定通知書

指令第 号  
年 月 日

様

松本市長

年 月 日付けで変更・中止申請のあった松本市施設園芸省エネルギー化支援事業について、下記のとおり変更・中止を承認しましたので通知します。

記

1 補助金額

変更前 円

変更後 円

2 変更等の内容

3 交付条件



様式第5号（第8条関係）

年度 松本市施設園芸省エネルギー化支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）松本市長

申請者【団体名（※）】

【氏名（代表者名）】

※法人・団体等で申請する場合に記入

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付決定のあった松本市施設園芸省エネルギー化支援事業を下記のとおり実施しました。

記

1 事業実績

(1) 事業実施施設

所在地	面積（a）

(2) 工期

着工年月日： 年 月 日

竣工年月日： 年 月 日

(3) 資材導入実績

導入機器・資材等名	品名・型式・規格・構造・メーカー名等	数量 （個数等の事業量）	事業費 （円） ※1	市補助金額 （円） ※2	備考 （消費税等相当額を記載） ※3

※1 事業費は税込価格の合計額を記入すること。

※2 市補助金額は、交付決定額を記載すること。

※3 備考欄に事業費の消費税等相当額を記載すること。

2 事業完了年月日  
年 月 日

3 収支精算書

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額 (円)	本年度予算額 (円)	比較増減		備 考
			増 (円)	減 (円)	
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額 (円)	本年度予算額 (円)	比較増減		備 考
			増 (円)	減 (円)	
計					

4 添付資料

- (1) 竣工写真（本事業で導入した機器の写真。新規で燃油使用暖房機を導入した場合はその写真も併せて添付すること。）
- (2) 支払証明書類（通帳の写し、領収書の写し等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第10条関係）

年度 松本市施設園芸省エネルギー化支援事業財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）松本市長

〒

申請者【住所】

【電話番号】

【団体名（※）】

【氏名（代表者名）】

※法人・団体等で申請する場合に記入

年度において、施設園芸省エネルギー化支援事業により取得又は効用が増加した機器・資材等を処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）する必要が生じたため、下記のとおり承認してください。

記

1 承認申請に係る施設等の概要

施設等の所在地	
対象となる導入資材・機器の名称、構造、規格、規模等	
事業費	円
市補助金額	円
取得年月日	年 月 日

2 承認申請の理由

--

3 承認申請に係る事項

処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保）方法及び処分後の利用（稼働）計画	
処分予定時期	年 月 日
処分に伴う条件等	
処分額又は処分のために必要とする所要事業費	円

4 添付書類（参考となる資料を添付すること。）